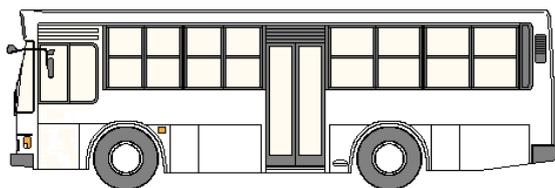


北見行・置戸行のバスが**300円**で利用できます！

# 路線バス高齢者利用支援事業

## 利用登録のお知らせ



サービスの利用は、  
事前の登録が必要  
です。

**対 象** 訓子府町民で75歳以上の方。

通院、買い物等、どのような目的でも利用できます。

**利用の流れ** ① 役場企画財政課で利用登録をしてください。

② 「登録証」と「利用券」を後日送付します。

(高齢者ハイヤー利用サービスの登録証をお持ちの方は、利用券のみ郵送されます。)

③ 北見バスを利用し、バスを降りるときに「利用券」と「整理券」と「運賃(300円)」を、運賃箱に入れてください。

※運賃が300円を超えない場合は、利用券の使用はできません。



詳しくは  
裏面をご覧ください

### 申込み・問合せ

〒099-1498 訓子府町東町398番地

訓子府町役場企画財政課 (庁舎2階 窓口12番)



47-2115

# 路線バス高齢者利用支援事業 について



このサービスを利用できるのは、訓子府町に住所を有する方で、満 75 歳に達する月の初日から利用できます。

利用するためには、利用登録申請書を提出していただき、町が発行する顔写真付きの「登録証」と「利用券」が必要となります。（「登録証」は、高齢者ハイヤー利用サービスを既に利用している方は、そのまま利用できますが、利用券の申請が必要となります。）詳しくは、下記のサービス内容をご覧ください。

## 利用登録について

### ■ 利用登録の流れ

【高齢者ハイヤー利用サービスに】

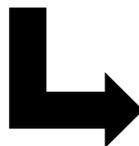


#### 登録している方は…

「登録証」をそのまま利用できますが、利用券の申請が必要です。（高齢者ハイヤー利用サービスの申請と同時に申請できます。）  
※申請時に印鑑が必要です。

#### 登録していない方は…

- ①役場の窓口に申請書を提出します。  
窓口：役場庁舎2階 企画財政課
- ②役場から「登録証」と「利用券」を後日郵送します。  
※ご本人が申請に来られない場合は、代理申請もできます。詳しくは裏側に記載の問合せ先までお問い合わせください。



### ■ 利用登録に必要なもの

- ①利用登録申請書
- ②顔写真（縦 3.5cm×横 2.5cm）  
※申請時に無料で撮影もできます。
- ③印鑑（認印）
- ④身分証明書（健康保険証・運転免許証等）

※満 75 歳に達する月の、前の月の 15 日から申請できます。

※利用券は、登録した月から 3 月までの月数に 5 を乗じた枚数分（最大で 60 枚）と、追加交付分（最大で 60 枚）の合計で 120 枚が交付上限となります。

※お持ちの利用券の残り枚数が 5 枚以下になった場合、年度内に一度のみ追加交付申請が可能です。（最大で 60 枚）

※追加交付を希望される場合は申請が必要ですので、印鑑をご持参の上、企画財政課までお越しください。

## バスの利用について

### ■ 利用できる区間

北見バスの  
『訓子府町内⇄置戸緑清園』、  
『訓子府町内⇄北見バスターミナル』  
の区間が、300 円で利用できます。（ただし、北見発～置戸着といった利用はできません）

- ※ 300 円を超えた運賃は町が負担します。
- ※ 普通運賃で、現金利用の場合のみ有効です。（バスカードは利用できません）
- ※「登録証明書」は、乗務員から提示を求められた場合に提示してください。
- ※「登録証明書」や「利用券」を忘れた場合、「整理券」を取り忘れた場合はサービスを受けられない場合があります。
- ※「利用券」は、月あたりの使用枚数の制限はありません。

### ■ 利用のしかた

- ①「登録証明書」と「利用券」を持ってバスに乗ってください。  
※「利用券」は 1 回の乗車につき 1 枚必要です。（往復すると 2 枚必要です）
- ②バスに乗った時に、入口で「整理券」を必ずとってください。
- ③降りるときに、「整理券」、「利用券」、「300 円」を運賃箱に入れてください。  
※料金は、運賃表示額にかかわらず 300 円を現金で支払ってください。



訓子府町路線バス高齢者支援利用券  
通用区間  
訓子府 ⇄ 北見バスターミナル  
訓子府 ⇄ 置戸緑清園  
自己負担額 300 円  
（本人以外は使用できません）  
平成 25 年 3 月 31 日まで  
番号 発行者 訓子府町長

利用券（見本）